

吸収分割に係る事前開示書面

(吸収分割会社/会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)
(吸収分割承継会社/会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示事項)

2021年10月8日

(吸収分割会社) 株式会社群馬銀行
(吸収分割承継会社) 株式会社群銀カード

2021年10月8日

吸収分割に係る事前開示書面

株式会社 群馬銀行
代表取締役頭取 深井 彰彦

株式会社群銀カード
代表取締役社長 萩原 義広

株式会社群馬銀行（以下、「群馬銀行」といいます。）は、株式会社群銀カード（以下、「群銀カード」といいます。）との間で締結した2021年9月27日付吸収分割契約書に基づき、群馬銀行の監督官庁の認可及び群銀カードの株主総会の承認を前提条件に、2022年4月1日を効力発生日として、群馬銀行を吸収分割会社、群銀カードを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する、吸収分割会社である群馬銀行に係る会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項、並びに、吸収分割承継会社である群銀カードに係る会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号、会社法第794条第1項）

別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。

2. 対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号、第192条第1号）

本吸収分割により、群馬銀行が受領する対価は、吸収分割契約第3条に基づき算定される金銭といたしました。これは群馬銀行から分割する事業における資産負債の状況、収益性、将来の見通し等を総合的に勘案し、両者間で真摯に協議を重ねた結果定めたものであり、相当であると判断しております。なお、算定の前提となる事業予測において、大幅な増減益は見込んでおりません。

3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第183条第5号イ、第192条第4号）

(1) 吸収分割会社である群馬銀行の最終事業年度に係る計算書類等

群馬銀行は有価証券報告書及び四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は群馬銀行の下記Webサイトよりご覧いただけます。

<https://www.gunmabank.co.jp/ir/zaimu/pdf/report202103.pdf>

(2) 吸収分割会社である群馬銀行の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当事項はありません

4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第183条第4号、第192条第6号イ）

(1) 吸収分割承継会社である群銀カードの最終事業年度に係る計算書類等

別紙2記載のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社である群銀カードの最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象
該当事項はありません。

5. 吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務(吸収分割会社が吸収分割により吸収分割承継会社に承継させたものに限る。)の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号、第192条第7号)

(1) 吸収分割会社について

本吸収分割効力発生後の群馬銀行の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の群馬銀行の収益及びキャッシュフローの状況について、群馬銀行の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は予測されておりません。従いまして、本吸収分割後における群馬銀行の債務の履行の見込みは十分にあるものと判断いたします。

(2) 吸収分割承継会社について

本吸収分割効力発生後の群銀カードの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収分割後の群銀カードの収益及びキャッシュフローの状況について、群銀カードの債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は予測されておりません。従いまして、本吸収分割後における群銀カードの債務の履行の見込みは十分にあるものと判断いたします。

6. 吸収分割契約等備置開始日後吸収分割が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項(会社法施行規則第183条第7号、第192条第8号)

変更がありましたら、直ちに開示いたします。

以 上

吸収分割契約書

株式会社群馬銀行（以下「甲」という）と株式会社群銀カード（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収分割会社・吸収分割承継会社の商号・住所）

本契約に基づく吸収分割（「本吸収分割」という。）における吸収分割会社及び吸収分割承継会社ならびにそれらの商号及び住所は、以下の通りである。

(1) 吸収分割会社

甲 商号：株式会社群馬銀行
住所：群馬県前橋市元総社町 194 番地

(2) 吸収分割承継会社

乙 商号：株式会社群銀カード
住所：群馬県前橋市元総社町 194 番地

第 2 条（吸収分割）

甲は、次の事業（以下、「対象事業」という）に関して有する権利義務及び資産負債を、吸収分割の方法により、甲より分割して乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

（対象事業の表示）

- (1) 「対象事業」とは、甲のクレジットカード事業及びこれに付帯関連する事業をいい、具体的には、甲が発行するクレジットカード（以下「本カード」という。）の会員（基準時において本カードを退会している会員及び本カードの会員資格を喪失している会員を含む。以下「会員」という。）に対し、ショッピング利用サービス、金融サービス及びその他の付帯サービスを提供する事業をいう。
- (2) (1) でいう「基準時」とは、効力発生日の前日の終了時をいう。

第 3 条（本吸収分割の対価等）

- (1) 本吸収分割の対価（以下「本吸収分割対価」という。）は金銭とし、2021年3月31日時点における第6条に定める承継対象資産額から同条に定める承継対象負債額を控除した金額（以下、「2021年3月31日時価額」という。）に、同時点における対象事業の収益性、将来予測等を基に算定した事業価値額を加えて算出した金 3,928,706,155 円に、第2項に定める調整を行った金額とする。
- (2) 甲及び乙は効力発生日後、以下の各号に定める方法により本吸収分割対価に係る調整を行うものとする。
- ① 甲は、2022年5月31日までに、基準時時点における承継対象資産額から承継対象負債額を控除した金額（以下「基準時価額」という。）を算定する。
- ② 甲は、基準時価額から2021年3月31日時価額を控除した差額を算定の上、算定根拠と合わせ乙に提示し、乙との間で協議及び確認をする。
- ③ 前号の差額が正の値の場合、金 3,928,706,155 円に当該差額を加算した金額を本吸収分割対価とし、負の値の場合、金 3,928,706,155 円から当該差額の絶対値に相当する金額を減算した金額を、本吸収分割の対価として2022年6月30日までに乙は甲へ支払う。

第4条（増加すべき乙の資本金および準備金）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金、利益準備金の額は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 資本金 | 0円 |
| (2) 資本準備金 | 0円 |
| (3) 利益準備金 | 0円 |

第5条（効力発生日）

- (1) 「効力発生日」とは、本吸収分割がその効力を生ずる日をいう。
- (2) 効力発生日は、2022年4月1日とする。ただし、本吸収分割の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲乙間の書面による合意に基づき、効力発生日を変更出来るものとする。

第6条（承継される資産、負債、契約その他の権利義務）

乙は、本吸収分割により、別紙「承継権利義務明細表」に記載の資産、負債及び権利義務の全部を、効力発生日に甲より承継する。

第7条（労働契約の取り扱い）

本吸収分割において、乙は、対象事業に従事する甲の従業員との間の労働契約も含め、甲の従業員との間の労働契約ならびに従業員との間の債権債務を承継しない。

第8条（吸収分割の承認決議）

- (1) 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく行うものとする。
- (2) 乙は、効力発生日の前日までに、本契約につき会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得るものとする。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約の締結日から効力発生日の前日までの間において、対象事業の資産、財務状態、経営状態または将来の収益計画、事業価値額等に重大な影響を及ぼすおそれのある事由または事象が生じたときは、甲乙協議し合意の上、本契約を変更または解除することが出来る。

第10条（本契約の効力）

本契約は、前項の定めに従い本契約が解除されたとき、または、効力発生日の前日までに第8条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかったとき、法令に定める関係官庁の認可が得られないときは、その効力を失うものとする。

第11条（費用）

本吸収分割の手続きに要する費用については、本契約に別途明確に定める場合を除き、商業登記及び公告に要する費用を含め、甲および乙がそれぞれ各自負担する。

第 12 条（協議事項）

本契約の解釈に疑義を生じた事項については、各当事者が信義誠実に協議して、解決に当たるものとする。

本契約締結の証として、本書を 2 通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 9 月 27 日

甲： 群馬県前橋市元総社町 194 番地
株式会社群馬銀行
代表取締役頭取 深井 彰彦

乙： 群馬県前橋市元総社町 194 番地
株式会社群馬カード
代表取締役社長 萩原 義広

「承継権利義務明細表」

甲及び乙は、本吸収分割によって乙が甲から承継する資産、負債その他の権利義務が、対象事業を継続するために必要な次の資産（以下「承継対象資産」という。）、負債（以下「承継対象負債」という。）及び契約上の地位（以下「承継対象契約」という。）であることを確認する。

1. 承継対象資産

承継対象会員に対する次の①～⑤の債権、⑥の所有権、ならびに⑦の資産。

- ① ショッピング債権（1回、2回、ボーナス一括払いを含む。以下同じ。）
- ② ショッピングリボ払い債権及びショッピング分割払い債権
- ③ 上記①及び②に付帯する手数料、利息
- ④ 上記①～③に関する延滞債権（遅延損害金も含む。）
- ⑤ 年会費債権
- ⑥ 会員に発行したクレジットカードの所有権（但し、キャッシュカード一体型クレジットカードの所有権は、甲及び乙に帰属する。）
- ⑦ その他対象事業に関する資産（但し、貸付金に係る資産は含まない。）

2. 承継対象負債

- ① 未払い債務
- ② その他対象事業に関する負債（但し、貸倒引当金は含まない。）

3. 承継対象契約

次の①及び②の契約。

- ① 甲と承継対象会員との「会員規約」に基づく本カードに関する契約及びこれに付随する契約ならびに「会員規約」に基づく対象事業を乙が継続するために必要な契約
- ② その他、対象事業を乙が継続するために必要な契約

貸借対照表

2021年3月31日

(単位円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	(15,568,485,245)	流動負債	(15,373,086,435)
現金及び預金	6,555,296,804	短期借入金	5,200,000,000
未収金	6,137,163,232	未払金	822,424,838
未収収益	92,099,946	加盟店未払金	9,009,098,750
貸付金	222,594,813	未払法人税等	66,349,200
求償債権	93,733,422	未払消費税等	4,477,200
立替金	2,609,581,822	未払費用	99,896,408
商 品	68,700	仮受金	4,677
貯 蔵 品	4,607,448	預り金	18,167,550
前払費用	4,900,720	前受収益	4,948,953
仮払金	162,648	賞与引当金	17,436,870
貸倒引当金	△ 151,724,310	保証債務損失引当金	44,042,021
固定資産	(7,835,417,850)	販売促進引当金	73,448,193
有形固定資産	(7,833,892)	利息返還損失引当金	12,791,775
建 物	850,477	固定負債	(1,004,704,261)
器 具 備 品	2,468,679	繰延税金負債	961,093,811
一括償却資産	4,514,736	退職給付引当金	38,330,450
無形固定資産	(7,919,300)	役員退職慰労引当金	5,280,000
ソフトウェア	6,322,718	負債合計	16,377,790,696
電話加入権	1,596,582	純資産の部	
投資その他の資産	(7,819,664,658)	株主資本	(4,494,019,502)
投資有価証券	7,813,411,866	資本金	30,000,000

科 目	金 額	科 目	金 額
その他投資等	6,252,792	資本剰余金	(30,000,000)
		資本準備金	30,000,000
		利益剰余金	(4,434,019,502)
		利益準備金	15,000,000
		その他利益剰余金	(4,419,019,502)
		別途積立金	4,100,000,000
		繰越利益剰余金	319,019,502
		評価・換算差額等	(2,532,092,897)
		その他有価証券評価差額金	2,532,092,897
		純資産合計	7,026,112,399
資産合計	23,403,903,095	負債及び純資産合計	23,403,903,095

損 益 計 算 書

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

(単位 円)

営業収益		
売上手数料	1,546,486,927	1,546,486,927
営業費用		
売上原価	8,249,959	
販売費及び一般管理費	1,217,316,376	1,225,566,335
営業利益		320,920,592
営業外収益		
受取利息	47,975	
雑収入	89,179,024	
貸倒引当金戻入額	5,044,261	94,271,260
営業外費用		
支払利息	24,549,642	
雑損失	31,330,229	55,879,871
経常利益		359,311,981
特別損失		
固定資産除却損	8	8
税引前当期純利益		359,311,973
法人税・住民税及び事業税	114,943,761	
法人税等調整額	2,779,420	117,723,181
当期純利益		<u>241,588,792</u>

販売費及び一般管理費内訳明細表

自 2020年4月 1日
至 2021年3月31日

(単位 円)

科 目	金 額
運賃	2,105,494
広告宣伝費	52,325,597
販売促進費	49,021,389
支払手数料	120,762,403
銀行取扱手数料	43,363,649
保証債務損失引当金繰入額	44,042,021
販売促進引当金繰入額	73,448,193
利息返還損失引当金繰入額	12,791,775
貸倒損失	24,327,491
債権売却損	36,996,447
役員報酬	23,446,200
給料	98,600,268
賞与	21,154,720
賞与引当金繰入額	10,689,140
役員退職金	422,000
役員退職慰労引当金繰入額	2,466,000
退職給付費用	8,628,500
労務負担金	102,596,616
法定福利費	22,813,603
保健厚生費	2,395,831
地代家賃	10,767,732
リース料	5,905,544
保険料	9,525,484

科 目	金 額
修 繕 費	528,875
車 輜 費	181,112
租 税 公 課	66,388,217
旅 費 交 通 費	964,027
通 信 費	25,347,546
交 際 接 待 費	1,219,415
消 耗 品 費	7,464,839
事 務 用 品 費	9,956,555
諸 会 費	1,528,417
寄 附 金	33,800
減 価 償 却 費	8,063,450
事 務 委 託 費	455,964,608
カ ー ド 保 証 費	1,461,847
図 書 費	218,341
管 理 諸 費	6,657,395
会 議 費	101,056
保守料・雑費・印刷物費	6,852,022
悪 用 損 失	4,000
受 入 労 務 負 担 金	△ 8,364,843
保証債務損失引当金戻入額	△ 52,992,249
販売促進引当金戻入額	△ 74,393,490
利息返還損失引当金戻入額	△ 18,464,661
合 計	1,217,316,376

株主資本等変動計算書		
自 2020年4月 1日		
至 2021年3月31日		
(単位 円)		
株 主 資 本		
資 本 金	当期首残高	30,000,000
	当期末残高	30,000,000
資 本 剰 余 金		
資 本 準 備 金	当期首残高	30,000,000
	当期末残高	30,000,000
利 益 剰 余 金		
利 益 準 備 金	当期首残高	15,000,000
	当期末残高	15,000,000
そ の 他 利 益 剰 余 金		
別 途 積 立 金	当期首残高	3,900,000,000
	当期変動額 積立額	200,000,000
	当期末残高	4,100,000,000
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	281,722,270
	当期変動額 剰余金の配当	△ 4,291,560
	別途積立金の積立	△ 200,000,000
	当期純利益金額	241,588,792
	当期末残高	319,019,502
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	4,196,722,270
	当期変動額	237,297,232
	当期末残高	4,434,019,502
株 主 資 本 合 計	当期首残高	4,256,722,270
	当期変動額	237,297,232
	当期末残高	4,494,019,502

評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	当期首残高	1,890,942,567
	当期変動額(純額)	641,150,330
	当期末残高	2,532,092,897
純資産合計	当期首残高	6,147,664,837
	当期変動額	878,447,562
	当期末残高	7,026,112,399

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

ア 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

イ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しています。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 法人税法の規定による旧定率法又は定率法を採用しています。ただし、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備については定額法によって償却しています。

② 無形固定資産 法人税法の規定による定額法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による貸倒実績率により計上しています。

② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しています。

③ 保証債務損失引当金 債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態を勘案し、損失負担見積額を計上しています。

④ 販売促進引当金 販売促進費の支出に備えるため、支出見込額の当期負担分を計上しています。

⑤ 利息返還損失引当金 利息返還の支出に備えるため、支出見込額の当期負担分を計上しています。

⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末要支給額により計上しています。

⑦ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

① リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

② 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっています。

③ 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。
なお、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算にあたり適用した法定実効税率は30.5%であります。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数	前期末株式数	当期末株式数
普通株式	71,526 株	71,526 株

(2) 配当に関する事項

① 配当支払額

ア 決議の日	2020年6月25日
イ 株式の種類	普通株式
ウ 配当金の総額	4,291,560 円
エ 配当原資	利益剰余金
オ 1株当たり配当額	60 円
カ 基準日	2020年3月31日
キ 効力発生日	2020年6月26日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2021年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案を予定しております。

ア 配当金の総額	4,291,560 円
イ 1株当たり配当額	60 円
ウ 基準日	2021年3月31日

エ 効力発生日

2021年6月28日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. その他の注記

(1) 繰延税金資産・負債の発生の主な原因別の内訳

① 貸倒引当金	38,178,164 円
② 賞与引当金	5,318,245 円
③ 保証債務損失引当金	13,432,815 円
④ 販売促進引当金	22,401,698 円
⑤ 利息返還損失引当金他	9,142,794 円
⑥ 退職給付引当金	11,690,787 円
⑦ 役員退職慰労引当金	1,610,400 円
⑧ 投資有価証券	48,337,520 円
⑨ 繰延税金資産合計	150,112,423 円
⑩ その他投資有価証券	1,111,206,234 円
⑪ 繰延税金負債合計	1,111,206,234 円
⑫ 繰延税金資産相殺額	150,112,423 円
⑬ 繰延税金負債の純額	961,093,811 円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	14,339,194 円
(3) 当期末保証債務残高	5,752,486,024 円
(4) 群馬県マイホーム資金保証残高	0 円
(5) キャッシングリボ極度額未実行残高	10,460,507,764 円
(6) キャッシング一括極度額未実行残高	13,299,595,694 円

以上の通り報告致します。

2021年6月25日

株式会社 群銀カード

代表取締役社長 萩原義広

常務取締役 清水貴幸

同 吉田 亨

取締役 堀江明彦

同 角田尚夫

同 川東 徹

同 長 裕章

前各項の調査を遂げその適正なることを認めます。

監査役 内堀剛夫

同 天田 将